

質問

回答

---

1 再認定の申請は、必ず行う必要がありますか。

再認定の申請は任意となります。  
再認定の申請を行わなかった場合でも、既に認定済みの資格及び申請中の資格への影響はありません。

2 再認定の申請について、インターネットを用いて一元申請できますか。

インターネットを用いた申請はできません。  
持参、郵送及び電子メールでのいずれかの方式で申請をしてください。

3 再認定の申請について、申請書の提出先はどこになりますか。

登録のある発注部局に再認定の申請をしてください。  
詳細は再認定に関する記者発表資料をご確認ください。

4 再認定の申請について、全工種で一括して申請する必要がありますか。

登録のある全工種で再認定の申請してください。  
一般土木工事のみの申請等、特定の工種のみ申請はできません。

5 再認定の申請について、既に登録をしている発注部局に一括して申請する必要がありますか。

登録のある全ての発注部局に再認定の申請をしてください。  
特定の発注部局のみの申請はできません。

---

質問

回答

6 経営事項審査の更新のために新経審を取得した場合でも、再認定の申請はできますか。

再認定の対象となります。  
再認定をご希望の場合は、受付期間内に申請をしてください。

7 再認定の申請をした場合、認定日はいつになりますか。

認定日は、適正な申請書を受理した日から1ヶ月から1ヶ月半後を予定しています。

8 再認定の申請について、申請様式の指定はありますか。

再認定用の申請様式を国土交通省のホームページに掲載しています。  
下記からダウンロードし、ご利用ください。

[https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_003654.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003654.html)

9 再認定の申請について、改めて完工高の割り振りを行うことはできますか。

経審の変更に伴うもののため、完工高の振り直しはできません。  
ただし、認定済みの競争参加資格の経審の審査基準日と再認定時の経審の審査基準日が異なる場合は、新経審の完工高に対して割り振りを行ってください。